

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区本町二条六丁目五番、最後の住所札幌市手稲区曙三条三丁目一〇番八号 被相続人 亡 松原 雄大

右被相続人は平成三十一年二月二十八日死亡し、その相続人は令和元年十月九日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和元年十月十八日 札幌市豊平区美園二条七丁目二番一〇号 オトムスタム二〇一〇号 相続財産管理人 松原百合子

限定承認公告

本籍茨城県結城郡八千代町大字仁江戸一三七番地、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字指扇二四〇七番地八八 被相続人 亡 富塚 晃

右被相続人は平成三十一年二月十九日死亡し、その相続人は令和元年十月二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和元年十月十八日 埼玉県草加市遊馬町一一〇三番地八 限定承認者 安田美佐江

限定承認公告

本籍東京都足立区竹の塚五丁目一九番、最後の住所東京都足立区竹の塚五丁目一九番六〇六号 被相続人 亡 鹿山 靖幸

右被相続人は令和元年六月十七日死亡し、その相続人は令和元年十月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和元年十月十八日 東京都足立区竹の塚五丁目一九番六〇六号 相続財産管理人 鹿山 久美 東京都港区新橋一丁目一七番八号 T K K 新橋ビル八階アース法律事務所 相続財産管理人代理人弁護士 河東 宗文

限定承認公告

本籍愛知県蒲郡市神ノ郷町下向山八二番地、最後の住所名古屋市中川区高畑三丁目八四番地メゾン伊藤一 A 被相続人 亡 永島 康子

右被相続人は令和元年八月十五日死亡し、その相続人は令和元年十月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和元年十月十八日 名古屋市東区主税町二一 S K Y G A T E 主税町二〇一弁護士法人永井法律事務所 限定承認者 永島史久 右代理人弁護士 永井 克昌

限定承認公告

本籍京都市中京区先斗町通三条下る梅之木町一五一番地、最後の住所京都市中京区西ノ京銅駝町六八番地 ジェルメ行伊二〇六 被相続人 亡 西村 和子

右被相続人は平成三十一年三月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和元年十月九日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和元年十月十八日 滋賀県栗東市御園一〇二八番地東一〇一二〇五 限定承認者 西村 篤

新規信託分割の公告

大石道夫（委託者兼受益者）及び有限会社 O . M . A（受託者）は左記二（一）の原契約のうち、一部の不動産について新規信託分割を行いますので、ここに公告します。

新規信託分割契約は令和元年十月十七日付で締結しました。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。一、信託の分割をする原契約の当事者 委託者兼受益者 静岡市駿河区高松二二八六番地 大石 道夫

受託者

静岡市駿河区高松二二七六番地 有限会社 O . M . A 二、信託の分割をする信託についての信託契約の内容 (一) 原契約 大石道夫及び有限会社 O . M . A 間の平成二十九年三月一日付不動産管理信託契約及び平成二十九年七月十四日付信託変更契約（平成二十九年第二百八号静岡地方法務局所属公証人榎本克巳作成） (二) 新規分割をした信託の表示 信託財産 所在 静岡市駿河区宮竹二丁目一六五番地 家屋番号 一六五番 種類 事務所・倉庫 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき二階建 床面積 一階 四五四・七五平方メートル 二階 四五四・七五平方メートル 信託の内容及び当事者 原契約と同じ 三、新規信託分割をした信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み 履行の見込みがあるものと判断しておりま

す。 令和元年十月十八日 静岡市駿河区高松二二七六番地 有限会社 O . M . A 代表取締役 大石 進

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を三千二百万円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 http://www.ko-koku.jp 令和元年十月十八日 東京都千代田区丸の内三丁目一番一〇号東京共同会計事務所内 SKD11 特定目的会社 代表取締役 高山 知也

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和元年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことに終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。 令和元年十月十八日 静岡県裾野市千福四六番の一 日本電産サンキョーシーエイ株式会社 社規約型確定給付企業年金 清算人 小川 幸雄

債権申出の公告（第二回） 当社は令和元年十月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和元年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。 令和元年十月十八日 大阪府大阪市東住吉区桑津二丁目八番二五号 株式会社キャットアイ 確定給付企業年金清算人 伊藤 武史

平成三十一年一月三十一日（号外第十九号）公布内閣府令第三号（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り） 二七ページ改正後欄終りから二〇行目の前に次を加える。 (3) 【譯文の状況】 (4) 【後置の報置等】 (5) 【株式の保有状況】 同ページ改正前欄終りから二〇行目の前に次を加える。 [加える。] [加える。] [加える。]

正 誤

発行所 千一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目二番五号 独立行政法人国立印刷局 電話 03 (3587) 4294 定 価 一カ月、六四一円本体、二五〇円 本号一部 一四三円本体、一三〇円 (配 送 料 別)

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

●号外

十月十七日付特第一二二号二 政府調達第一一四号三二八

ページ●同月十八日付第一四二号九六ページ●同日付 一〇●六月二十四日付参会第二九号一二ページ